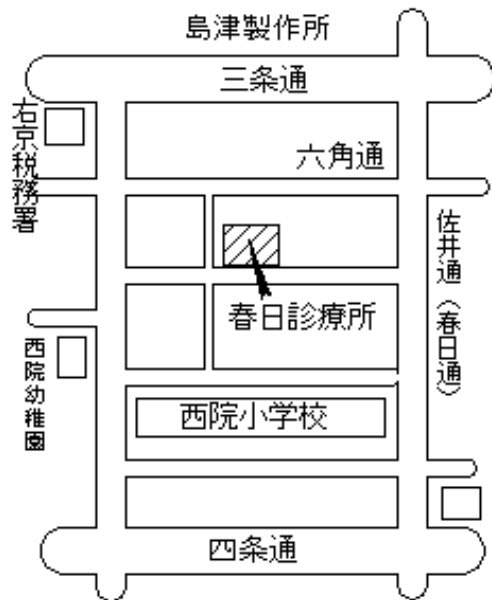


# くらしのなんでも相談会・会場案内

## 6月24日(土)

午後2時～4時半

会場：春日診療所



健康チェックもあります  
この会場のみ、弁護士による法律相談も行います。

【要予約】

先着3～4名まで

予約先：312-2257  
(右京民商・小原)

共催  
右京くらしのなんでも  
相談会実行委員会

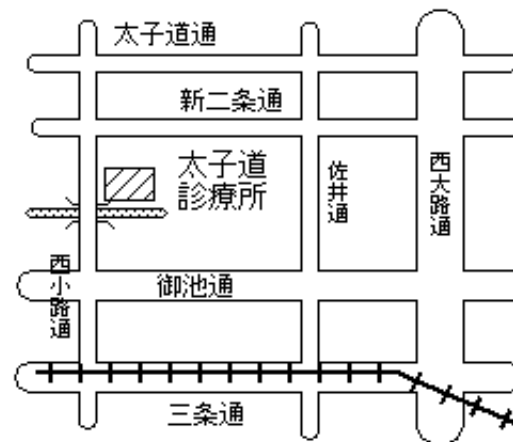
## 6月24日(土)

午前10時～午後2時

会場：太子道診療所

弁護士による法律相談は春日診療所へお願いします。

共催 中京社会保障推進協議会



年金 健保 税金相談



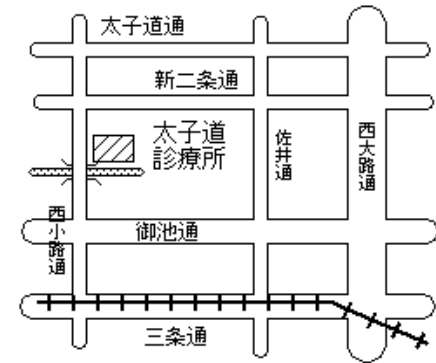
# お困りの方にお渡しくださいくらしのなんでも相談会



6月24日(土)午前10時～午後2時

会場:太子道診療所 3階

MSW(相談員)による、医療・介護の制度、くらしの制度等相談ができます。  
弁護士相談は裏面に案内しています。



## ひとりで悩まず、 お気軽にお越しください

年金や医療の負担増に続き、6月には府市民税や国民健康保険料・介護保険料の決定通知が届きます。

生活の大変さが増す中、さまざまな制度を知り、活用することで、負担が軽くなる可能性があります。

京都社会保障推進協議会などが実行委員会をつくり、「くらしのなんでも相談会」を開きます。友の会も一緒にとりくみます。

TEL: 075-821-4185

(京都中・右京健康友の会)

- ◆医療費が心配で受診できない! 「**無料・低額診療事業制度**」があります  
受診が第一。短期保険証、資格証明書の方も絶対に我慢せず、まず相談ください。
- ◆国民健康保険料が高くて払えない! **減額される場合があります**  
定年退職・失業・営業不振・災害などで、昨年より所得が減少した場合など。
- ◆借金、滞納、差し押さえ通知がきた! **法的な対処方法もあります**
- ◆食べていけない、家賃が払えない! **生活保護制度があります**  
生活保護制度の申請、受給は憲法25条が定めた国民の権利。  
基準にあえば、持ち家であっても、年金があっても、働いていても受給可能。  
医療費だけなど部分・一時扶助も可能。
- ◆こどもの教育費が大変! **就学援助制度があります**
- ◆ブラックバイト? リストラ? 残業代未払い! **法律違反では?**
- ◆健康・老後・相続・子育て(保育)・災害などの不安がある!

その場で不明な場合、相談窓口や弁護士など専門家のご紹介も

**相談は無料・秘密は厳守・申請の援助も**